

平成19年1月11日判決言渡・同日原本受領 裁判所書記官 江中康洋

平成18年(イ)第348号 過払金返還請求事件

口頭弁論終結の日・平成18年11月16日

判 決

山口県周南市 [REDACTED]

原 告

[REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

中 村 覚

東京都港区赤坂五丁目2番20号

被 告

GEコンシューマー・ファイナンス株式会社

同代表者代表取締役

[REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

[REDACTED]

同

[REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、60万4409円及び内59万4532円に対する平成18年3月26日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、貸金業者である被告との間の金銭消費貸借取引の過程で、返済による過払金を生じたとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づく過払金及びこれに対する遅延利息の支払を求めた事案である。

- 1 前提となる事実（当事者間に争いのない事実及び後掲の証拠により容易に認められる事実等）

- (1) 被告は、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）による登録を受けた貸金業者であり、原告はその顧客である。

(2) 原告と被告とは、平成5年6月21日、金銭消費貸借基本契約を締結した。

(乙2の1, 2)

(3) 原告と被告との平成5年10月20日以降の借入れ及び返済の取引内容は、別紙1の「年月日」欄、「貸付金」欄及び「支払金」欄のとおりであった。

(甲1の1ないし1の4)

## 2 争点及び争点についての当事者の主張

本件の争点は、①原告の過払（被告の不当利得）が発生しているか、②貸付に関する事実の主張立証責任はいずれの当事者にあるか、である。

### 【原告の主張】

(1) 原告は、被告との間で、平成5年10月20日から平成18年3月25日までの間、借入れ及び返済を繰り返したが、この取引経過を利息制限法の制限利率に引き直して計算すると、別紙1のとおり、平成18年3月25日の時点で、過払金元金59万4532円及びこれに対する遅延利息9877円を生じている。この過払金は、被告が原告の損失において不当利得したものである。

(2) 被告が開示した取引履歴（甲1の1ないし1の4）によれば、原告が平成5年10月20日に2万円を返済した時点で貸付残元金が37万5444円であったとされているが、この貸付残高が存在したことの主張立証責任は被告にあるというべきであるから、被告がこれを主張立証しない以上、同日における貸付残高は存在しないもの、すなわち0円であるとして計算すべきである。

(3) 貸金業者である被告は、本来、貸付の契約ごとに当該契約に定められた最終の返済期日から少なくとも3年間は帳簿を保管しなければならない（貸金業法施行規則17条1項）、取引継続中の帳簿の破棄は同規則に反し、過払金返還請求を妨害する目的でなされた証拠隠滅行為というべきであり、このような証拠隠滅行為をした被告が、取引履歴を開示できないとして推定計算を主張するのは、信義誠実の原則に反する。

### 【被告の主張】

(1) 原告と被告との取引は、平成5年6月21日に開始したが、被告は、平成5年9月以前の取引履歴については廃棄したため、現在、これを保有していない。

しかしながら、そもそも不当利得の請求原因の主張立証責任は原告にあり、また、残存する取引履歴（甲1の1ないし甲1の4）によれば、平成5年10月20日現在における貸付残高は37万5444円であったから、これを前提として、その後の取引についての計算をすべきである。

したがって、原告主張の取引経過は否認する。

(2) 仮に、被告に主張立証責任があるとしても、原告と被告との間で、取引履歴が欠落するのは、平成5年6月21日から同年9月30日までの3か月10日間に過ぎず、基礎資料（取引開始年月日 平成5年6月21日、極度額 40万円、約定利率 32.85パーセント、毎月返済額 毎月25日に1万9000円以上、平成5年10月20日に2万円を返済した時点での貸付残元金 37万5444円）をもとに欠落期間の取引履歴を推定すると、別紙2-1（乙3の1）のとおりとなり、これを利息制限法の制限利率に引き直して計算すると、別紙2-2（乙3の2）のとおりとなるから、平成5年10月20日時点の残高は32万9674円となる。この残高を原告に有利となるよう平成5年10月20日時点で30万円と設定すると、別紙2-3（乙4）のとおり、被告は、原告に対し、平成18年4月25日現在で少なくとも47万9305円の貸付残元金の請求権を有するから、いずれにしても、原告による過払は生じていない。

(3) 被告は、平成14年12月に、取引履歴の保管期間に関する取扱いを定め、平成15年1月以降、顧客との取引期間が10年を超えたものについては、1か月ごとに取引記録を消去する運用（以下「本件記録消去運用」という。）を開始した。

被告がこのような運用を開始したのは、①保存期間が最も長い商業帳簿でさえも、作成から10年間と法定されていること（商法36条1項）、②包括ローン契約によるリボルビング方式の金銭消費貸借においては、最長60

回の分割払いとなり、5年間で最終返済日を迎えること、③前記5年間に貸金業法19条及び同規則17条の定める保存期間3年間を加えた8年間保存すれば、法の要件を満たすものと被告において考えたこと、④被告は、本件記録消去運用を開始する前の平成14年12月、所轄官庁である近畿財務局に同運用についての伺いを立てたが、同財務局からは、貸金業法上問題となる可能性がある等の指摘を受けなかったこと、などによる。

なお、貸金業法19条の「帳簿」は、商法32条にいう「商業帳簿」に該当しないので、取引履歴については、商業帳簿としての保存義務はない。

### 第3 当裁判所の判断

1 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告は、被告との間で、遅くとも平成5年6月21日、おおむね次のような内容の金銭消費貸借基本契約を締結して金銭消費貸借取引を開始し、以後、平成18年3月25日まで、借入れと返済を繰り返した。

ア 極度額 40万円

イ 利息 年32.85パーセント

ウ 遅延損害金 年36.5パーセント

エ 返済日 毎月25日

オ 返済方式 リボルビング方式（月額返済額は、借入残高10万円以下の場合5000円以上、10万0001円以上20万円以下の場合1万円以上、20万0001円以上30万円以下の場合1万4000円以上、30万0001円以上40万円以下の場合1万9000円以上）

(2) 被告は、平成14年12月25日、社内通達により、顧客取引履歴のデータ保管期間を10年と定め、平成15年1月以降、顧客との取引期間が10年を超えたものについては、1か月ごとに記録を消去する運用（本件記録消去運用）を開始した。そして、平成15年1月20日、2月17日、3月18日、4月18日、5月16日、6月18日、7月17日、8月18日及び9月18日、株式会社ワンビシアークाइブズに委託して、顧客との取引期間

が10年を超えた取引データが記録されたテープを廃棄処分した。廃棄されたテープの中には、原告との平成5年6月21日から同年9月30日までの間の取引履歴が含まれていた。

2 被告が原告との平成5年6月21日から同年9月30日までの間の取引履歴を廃棄したことから、同年10月20日時点での貸付残高を把握することが困難であるが、そもそも、貸付残高の主張立証責任は、原告と被告のいずれにあると解すべきかが問題となる。以下、検討する。

(1) 一般的に、不当利得返還請求においては、原告が要件事実（①原告の損失、②被告の利得、③損失と利得との因果関係、④被告の利得が法律上の原因に基づかないことを示す事実）の主張立証責任を負っているから、借入金の過払いを理由とする不当利得返還請求においても、不当利得のもとになった貸付金額について、法律上の原因に基づかないことを示す事実として、原告が主張立証しなければならないようにも考えられる。

(2) しかしながら、①もともと、立証責任の分配を検討するに当たっては、要証事実となるものの事後的態様とその立証の難易などを、公平性、妥当性を確保しながら総合的に考慮すべきであること、②法が、貸金業者（貸金業法3条により登録された貸金業者をいう。以下同じ。）は、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付の契約について契約年月日、貸付の金額、受領金額等を記載し、これを保存しなければならないものとし（同法19条）、かつ、かかる帳簿の保存期間として、貸付の契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）から3年間と定めている（同法施行規則17条1項）こと、③貸金業者が、保存している業務帳簿に基づいて取引内容を明らかにすることは容易であること、④顧客である債務者又はその保証人は、法律知識に疎い一般人であることが多く、貸付に関する事実（貸付日、貸付金額、貸付に関する契約内容等をいう。以下同じ。）についての書類を保管することは期待できないこと、などにかんがみれば、貸金業者がした金銭消費貸借取引に関する不当

利得返還請求においては、貸付に関する事実についての主張立証責任は、貸金業者が負うものと解すべきである。

- (3) したがって、本件において、貸付に関する事実についての主張立証責任は、貸金業者である被告が負うことになる。すなわち、借主である原告は、原・被告間で金銭消費貸借取引があったことを示す事実及び支払に関する事実(支払日、支払金額)を主張立証して、不当利得返還請求の要件事実を主張立証することになり、一方、被告は、被告の利得が法律上の原因を有することを示す事実(抗弁)として、貸付に関する事実を主張立証することになる。

なお、被告は、取引履歴を廃棄した事情について主張するが、被告が主張するような事情が存在したとしても、貸付に関する事実についての主張立証責任の所在を左右するものではない。

- (4) ところで、被告は、取引履歴の存在しない平成5年6月21日から同年9月30日までの取引内容について、別紙2-1のと通りの推定計算が可能である旨主張する。その推定計算のもとになっているのは、取引開始日である平成5年6月21日に、極度額いっぱいの40万円の貸付がなされ、その後、同年9月まで毎月25日ごとに1万9000円ずつの返済がなされたというものである。

しかしながら、平成5年6月21日に極度額いっぱいの40万円の貸付がなされたという事実を窺わせる証拠は何ら存在しないから、被告の主張は採用することができない。

そうすると、本件において、取引履歴が欠落する平成5年6月21日から同年9月30日までの間の貸付日、貸付金額について被告の立証がない以上、この間における貸付はなかったものと判断せざるを得ず、また、同年10月1日から10月20日までの間における貸付の事実の主張もないから、同年10月20日時点での貸付残高は0(零)として計算すべきことになる。

- 3 そこで、平成5年10月20日時点での貸付残高を0(零)とし、前提となる事実(3)をもとに、原・被告間の取引を利息制限法の制限利率に引き直して計算すると、別紙1のとおり、最終取引日である平成18年3月25日の時点で

過払金元金59万4532円を生じたことが認められる。

ところで、被告は、原告による過払いが生じたこと自体を否定しているのに、過払いによる受益につき悪意であることについても争っているものと見られるが、貸金業者として、利息制限法の制限利率を大幅に超える約定利息を受領すれば過払いが生じるであろうという認識は当然に有していたと考えられる。

したがって、被告がかかる認識のもとに利息制限法の制限利率を超える約定利息を受領し、過払いが生じた場合には、過払いが生じた時点で悪意の受益者になるというべきである。そして、本件不当利得は、商人である被告の原告に対する貸付に関して生じたものであるから、遅延利息は、商事法定利率に準じて年6分とするのが相当であり、最終取引日である平成18年3月25日時点での遅延利息は9877円となる。

4、以上によれば、原告の請求は理由があるのでこれを認容し、主文のとおり判決する。

周南簡易裁判所

裁判官 井 上 和 則

(別紙1)

## 元利金計算書

年	月	日	貸付金	支払金	日数	利率	利息・損害金	元金充当	未払利息・損害金	残元金
5	10	20								0
5	10	20		20,000	0	6.00%	0	20,000	0	-20,000
5	11	22		20,000	33	6.00%	-108	0	-108	-40,000
5	12	2	20,000		10	6.00%	-65	19,827	0	-20,173
5	12	22		20,000	20	6.00%	-66	0	-66	-40,173
6	1	17		20,000	26	6.00%	-171	0	-237	-60,173
6	1	24	20,000		7	6.00%	-69	19,694	0	-40,479
6	2	23		20,000	30	6.00%	-199	0	-199	-60,479
6	3	23		20,000	28	6.00%	-278	0	-477	-80,479
6	4	25		20,000	33	6.00%	-436	0	-913	-100,479
6	5	3	20,000		8	6.00%	-132	18,955	0	-81,524
6	5	4	20,000		1	6.00%	-13	19,987	0	-61,537
6	5	25		20,000	21	6.00%	-212	0	-212	-81,537
6	6	25		20,000	31	6.00%	-415	0	-627	-101,537
6	7	25		20,000	30	6.00%	-500	0	-1,127	-121,537
6	8	22		20,000	28	6.00%	-559	0	-1,686	-141,537
6	9	11	30,000		20	6.00%	-465	27,849	0	-113,688
6	9	20		20,000	9	6.00%	-168	0	-168	-133,688
6	10	24		20,000	34	6.00%	-747	0	-915	-153,688
6	11	2	20,000		9	6.00%	-227	18,858	0	-134,830
6	11	25		20,000	23	6.00%	-509	0	-509	-154,830
6	12	25		20,000	30	6.00%	-763	0	-1,272	-174,830
7	1	25		20,000	31	6.00%	-890	0	-2,162	-194,830
7	1	29	30,000		4	6.00%	-128	27,710	0	-167,120
7	2	25		20,000	27	6.00%	-741	0	-741	-187,120
7	3	5	15,000		8	6.00%	-246	14,013	0	-173,107
7	3	25		20,000	20	6.00%	-569	0	-569	-193,107
7	4	25		20,000	31	6.00%	-984	0	-1,553	-213,107
7	5	22		20,000	27	6.00%	-945	0	-2,498	-233,107
7	6	4	30,000		13	6.00%	-498	27,004	0	-206,103
7	6	25		20,000	21	6.00%	-711	0	-711	-226,103
7	7	25		20,000	30	6.00%	-1,115	0	-1,826	-246,103
7	8	7	10,000		13	6.00%	-525	7,649	0	-238,454
7	8	25		20,000	18	6.00%	-705	0	-705	-258,454
7	9	19		20,000	25	6.00%	-1,062	0	-1,767	-278,454
7	10	25		20,000	36	6.00%	-1,647	0	-3,414	-298,454
7	11	25		20,000	31	6.00%	-1,520	0	-4,934	-318,454
7	12	24		20,000	29	6.00%	-1,518	0	-6,452	-338,454
8	1	14	20,000		21	6.00%	-1,168	12,380	0	-326,074
8	1	22		20,000	8	6.00%	-428	0	-428	-346,074
8	1	23	30,000		1	6.00%	-56	29,516	0	-316,558
8	2	25		20,000	33	6.00%	-1,717	0	-1,717	-336,558
8	3	24		20,000	28	6.00%	-1,549	0	-3,266	-356,558
8	4	25		20,000	32	6.00%	-1,875	0	-5,141	-376,558
8	5	25		20,000	30	6.00%	-1,856	0	-6,997	-396,558
8	6	25		20,000	31	6.00%	-2,020	0	-9,017	-416,558
8	7	24		20,000	29	6.00%	-1,985	0	-11,002	-436,558



8	8	11	50,000		18	6.00%	-1,291	37,707	0	-398,851
8	8	26		20,000	15	6.00%	-983	0	-983	-418,851
8	9	25		10,000	30	6.00%	-2,065	0	-3,048	-428,851
8	9	25		8,000	0	6.00%	0	0	-3,048	-436,851
8	9	29	30,000		4	6.00%	-287	26,665	0	-410,186
8	10	22		20,000	23	6.00%	-1,550	0	-1,550	-430,186
8	11	25		20,000	34	6.00%	-2,404	0	-3,954	-450,186
8	12	25		20,000	30	6.00%	-2,220	0	-6,174	-470,186
9	1	24		20,000	30	6.00%	-2,318	0	-8,492	-490,186
9	2	2	40,000		9	6.00%	-725	30,783	0	-459,403
9	2	25		20,000	23	6.00%	-1,736	0	-1,736	-479,403
9	3	20		20,000	23	6.00%	-1,812	0	-3,548	-499,403
9	3	23	30,000		3	6.00%	-246	26,206	0	-473,197
9	4	21		20,000	29	6.00%	-2,255	0	-2,255	-493,197
9	5	25		20,000	34	6.00%	-2,756	0	-5,011	-513,197
9	6	25		20,000	31	6.00%	-2,615	0	-7,626	-533,197
9	7	26		20,000	31	6.00%	-2,717	0	-10,343	-553,197
9	8	5	30,000		10	6.00%	-909	18,748	0	-534,449
9	8	20		20,000	15	6.00%	-1,317	0	-1,317	-554,449
9	9	7	20,000		18	6.00%	-1,640	17,043	0	-537,406
9	9	25		20,000	18	6.00%	-1,590	0	-1,590	-557,406
9	9	25		384,121	0	6.00%	0	0	-1,590	-941,527
9	9	25	500,000		0	6.00%	0	498,410	0	-443,117
9	10	25		20,000	30	6.00%	-2,185	0	-2,185	-463,117
9	11	25		20,000	31	6.00%	-2,359	0	-4,544	-483,117
9	12	25		20,000	30	6.00%	-2,382	0	-6,926	-503,117
10	1	25		20,000	31	6.00%	-2,563	0	-9,489	-523,117
10	2	1	20,000		7	6.00%	-601	9,910	0	-513,207
10	2	25		20,000	24	6.00%	-2,024	0	-2,024	-533,207
10	3	7	20,000		10	6.00%	-876	17,100	0	-516,107
10	3	25		20,000	18	6.00%	-1,527	0	-1,527	-536,107
10	4	25		20,000	31	6.00%	-2,731	0	-4,258	-556,107
10	5	9	15,000		14	6.00%	-1,279	9,463	0	-546,644
10	5	25		20,000	16	6.00%	-1,437	0	-1,437	-566,644
10	6	25		20,000	31	6.00%	-2,887	0	-4,324	-586,644
10	7	27		20,000	32	6.00%	-3,085	0	-7,409	-606,644
10	8	25		20,000	29	6.00%	-2,891	0	-10,300	-626,644
10	9	6	30,000		12	6.00%	-1,236	18,464	0	-608,180
10	9	21		20,000	15	6.00%	-1,499	0	-1,499	-628,180
10	10	25		20,000	34	6.00%	-3,510	0	-5,009	-648,180
10	11	25		20,000	31	6.00%	-3,303	0	-8,312	-668,180
10	12	6	20,000		11	6.00%	-1,208	10,480	0	-657,700
10	12	25		20,000	19	6.00%	-2,054	0	-2,054	-677,700
10	12	27	15,000		2	6.00%	-222	12,724	0	-664,976
11	1	25		20,000	29	6.00%	-3,170	0	-3,170	-684,976
11	2	2	10,000		8	6.00%	-900	5,930	0	-679,046
11	2	25		20,000	23	6.00%	-2,567	0	-2,567	-699,046
11	3	25		19,000	28	6.00%	-3,217	0	-5,784	-718,046
11	4	25		19,000	31	6.00%	-3,659	0	-9,443	-737,046
11	5	9	20,000		14	6.00%	-1,696	8,861	0	-728,185
11	5	25		20,000	16	6.00%	-1,915	0	-1,915	-748,185

11	6	7	10,000		13	6.00%	-1,598	6,487	0	-741,698
11	6	21		20,000	14	6.00%	-1,706	0	-1,706	-761,698
11	7	26		20,000	35	6.00%	-4,382	0	-6,088	-781,698
11	8	25		19,000	30	6.00%	-3,854	0	-9,942	-800,698
11	8	25		1,000	0	6.00%	0	0	-9,942	-801,698
11	9	21	20,000		27	6.00%	-3,558	6,500	0	-795,198
11	9	26		19,000	5	6.00%	-653	0	-653	-814,198
11	10	9	10,000		13	6.00%	-1,739	7,608	0	-806,590
11	10	24		20,000	15	6.00%	-1,988	0	-1,988	-826,590
11	11	25		20,000	32	6.00%	-4,348	0	-6,336	-846,590
11	12	26		20,000	31	6.00%	-4,314	0	-10,650	-866,590
12	1	26		19,000	31	6.00%	-4,416	0	-15,066	-885,590
12	2	7	20,000		12	6.00%	-1,746	3,188	0	-882,402
12	2	20	10,000		13	6.00%	-1,885	8,115	0	-874,287
12	2	25		20,000	5	6.00%	-718	0	-718	-894,287
12	3	9	10,000		13	6.00%	-1,911	7,371	0	-886,916
12	3	25		20,000	16	6.00%	-2,332	0	-2,332	-906,916
12	4	9	10,000		15	6.00%	-2,236	5,432	0	-901,484
12	4	23		15,000	14	6.00%	-2,074	0	-2,074	-916,484
12	5	25		15,000	32	6.00%	-4,820	0	-6,894	-931,484
12	6	25		20,000	31	6.00%	-4,746	0	-11,640	-951,484
12	7	3	10,000		8	6.00%	-1,251	0	-2,891	-951,484
12	7	25		15,000	22	6.00%	-3,440	0	-6,331	-966,484
12	8	25		15,000	31	6.00%	-4,925	0	-11,256	-981,484
12	9	25		15,000	31	6.00%	-5,001	0	-16,257	-996,484
12	9	28	10,000		3	6.00%	-491	0	-6,748	-996,484
12	10	25		15,000	27	6.00%	-4,422	0	-11,170	-1,011,484
12	11	25		20,000	31	6.00%	-5,154	0	-16,324	-1,031,484
12	11	26	10,000		1	6.00%	-169	0	-6,493	-1,031,484
12	12	25		20,000	29	6.00%	-4,917	0	-11,410	-1,051,484
13	1	25		20,000	31	6.00%	-5,358	0	-16,768	-1,071,484
13	2	25		15,000	31	6.00%	-5,460	0	-22,228	-1,086,484
13	2	27	20,000		2	6.00%	-357	0	-2,585	-1,086,484
13	3	25		15,000	26	6.00%	-4,643	0	-7,228	-1,101,484
13	4	3	5,000		9	6.00%	-1,629	0	-3,857	-1,101,484
13	4	25		15,000	22	6.00%	-3,983	0	-7,840	-1,116,484
13	4	28	5,000		3	6.00%	-550	0	-3,390	-1,116,484
13	5	25		20,000	27	6.00%	-4,955	0	-8,345	-1,136,484
13	6	25		15,000	31	6.00%	-5,791	0	-14,136	-1,151,484
13	7	8	10,000		13	6.00%	-2,460	0	-6,596	-1,151,484
13	7	24		20,000	16	6.00%	-3,028	0	-9,624	-1,171,484
13	8	21	5,000		28	6.00%	-5,392	0	-10,016	-1,171,484
13	8	25		15,000	4	6.00%	-770	0	-10,786	-1,186,484
13	9	24		20,000	30	6.00%	-5,851	0	-16,637	-1,206,484
13	10	21	5,000		27	6.00%	-5,354	0	-16,991	-1,206,484
13	10	24		20,000	3	6.00%	-594	0	-17,585	-1,226,484
13	11	21	5,000		28	6.00%	-5,645	0	-18,230	-1,226,484
13	11	25		15,000	4	6.00%	-806	0	-19,036	-1,241,484
13	12	25		15,000	30	6.00%	-6,122	0	-25,158	-1,256,484
14	1	25		15,000	31	6.00%	-6,402	0	-31,560	-1,271,484
14	2	25		15,000	31	6.00%	-6,479	0	-38,039	-1,286,484

14	3	3	20,000		6	6.00%	-1,268	0	-19,307	-1,286,484
14	3	25		19,000	22	6.00%	-4,652	0	-23,959	-1,305,484
14	3	25		486,118	0	6.00%	0	0	-23,959	-1,791,602
14	3	25	1,000,000		0	6.00%	0	976,041	0	-815,561
14	4	25		31,000	31	6.00%	-4,156	0	-4,156	-846,561
14	5	24		31,000	29	6.00%	-4,035	0	-8,191	-877,561
14	6	25		31,000	32	6.00%	-4,616	0	-12,807	-908,561
14	7	25		31,000	30	6.00%	-4,480	0	-17,287	-939,561
14	8	26		31,000	32	6.00%	-4,942	0	-22,229	-970,561
14	9	24		31,000	29	6.00%	-4,626	0	-26,855	-1,001,561
14	10	25		31,000	31	6.00%	-5,103	0	-31,958	-1,032,561
14	11	25		31,000	31	6.00%	-5,261	0	-37,219	-1,063,561
14	12	25		31,000	30	6.00%	-5,244	0	-42,463	-1,094,561
15	1	25		31,000	31	6.00%	-5,577	0	-48,040	-1,125,561
15	2	25		31,000	31	6.00%	-5,735	0	-53,775	-1,156,561
15	3	25		31,000	28	6.00%	-5,323	0	-59,098	-1,187,561
15	4	25		31,000	31	6.00%	-6,051	0	-65,149	-1,218,561
15	5	25		31,000	30	6.00%	-6,009	0	-71,158	-1,249,561
15	6	25		31,000	31	6.00%	-6,367	0	-77,525	-1,280,561
15	7	25		31,000	30	6.00%	-6,315	0	-83,840	-1,311,561
15	8	26		31,000	32	6.00%	-6,899	0	-90,739	-1,342,561
15	9	25		31,000	30	6.00%	-6,620	0	-97,359	-1,373,561
15	10	25		31,000	30	6.00%	-6,773	0	-104,132	-1,404,561
15	11	25		31,000	31	6.00%	-7,157	0	-111,289	-1,435,561
15	12	26		31,000	31	6.00%	-7,315	0	-118,604	-1,466,561
16	1	25		31,000	30	6.00%	-7,232	0	-125,836	-1,497,561
16	2	25		31,000	31	6.00%	-7,631	0	-133,467	-1,528,561
16	3	25		31,000	29	6.00%	-7,286	0	-140,753	-1,559,561
16	4	25		31,000	31	6.00%	-7,947	0	-148,700	-1,590,561
16	5	24		31,000	29	6.00%	-7,582	0	-156,282	-1,621,561
16	6	26		31,000	33	6.00%	-8,796	0	-165,078	-1,652,561
16	7	25		31,000	29	6.00%	-7,877	0	-172,955	-1,683,561
16	8	25		31,000	31	6.00%	-8,579	0	-181,534	-1,714,561
16	8	27	340,000		2	6.00%	-563	157,903	0	-1,556,658
16	9	25		31,000	29	6.00%	-7,420	0	-7,420	-1,587,658
16	10	25		31,000	30	6.00%	-7,829	0	-15,249	-1,618,658
16	10	27	20,000		2	6.00%	-532	4,219	0	-1,614,439
16	11	25		31,000	29	6.00%	-7,696	0	-7,696	-1,645,439
16	12	4	5,000		9	6.00%	-2,434	0	-5,130	-1,645,439
16	12	26		31,000	22	6.00%	-5,950	0	-11,080	-1,676,439
16	12	26	10,000		0	6.00%	0	0	-1,080	-1,676,439
17	1	25		31,000	30	6.00%	-8,267	0	-9,347	-1,707,439
17	2	6	10,000		12	6.00%	-3,368	0	-2,715	-1,707,439
17	2	25		31,000	19	6.00%	-5,332	0	-8,047	-1,738,439
17	3	25		31,000	28	6.00%	-8,001	0	-16,048	-1,769,439
17	4	3	20,000		9	6.00%	-2,617	1,335	0	-1,768,104
17	4	25		31,000	22	6.00%	-6,394	0	-6,394	-1,799,104
17	5	23		1,011,660	28	6.00%	-8,280	0	-14,674	-2,810,764
17	5	23	3,000,000		0	6.00%	0	2,985,326	0	174,562
17	6	25		77,000	33	15.00%	2,367	74,633	0	99,929
17	7	25		77,000	30	15.00%	1,232	75,768	0	24,161

17	8	25	77,000	31	15.00%	307	76,693	0	-52,532
17	9	26	80,000	32	6.00%	-276	0	-276	-132,532
17	10	25	77,000	29	6.00%	-631	0	-907	-209,532
17	11	25	77,000	31	6.00%	-1,067	0	-1,974	-286,532
17	12	24	77,000	29	6.00%	-1,365	0	-3,339	-363,532
18	1	25	77,000	32	6.00%	-1,912	0	-5,251	-440,532
18	2	25	77,000	31	6.00%	-2,244	0	-7,495	-517,532
18	3	25	77,000	28	6.00%	-2,382	0	-9,877	-594,532

(別紙2-1)

利息制限法による法定金利計算書 乙第 9 号証

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:   
 会員番号:   
 貸金業者:

過払利率 5%

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H5. 6. 2	400,000		0.3285				400,000		
2	H5. 6. 25		19,000	0.3285	23	8,280	0	389,280	0	0
3	H5. 7. 25		19,000	0.3285	30	10,510	0	380,790	0	0
4	H5. 8. 25		19,000	0.3285	31	10,624	0	372,414	0	0
5	H5. 9. 25		19,000	0.3285	31	10,390	0	363,804	0	0
6	H5. 10. 20		20,000	0.3285	25	8,185	0	351,989	0	0
7				0.3285	0	0	0	0	0	0
8				0.3285	0	0	0	0	0	0
9				0.3285	0	0	0	0	0	0
10				0.3285	0	0	0	0	0	0
11				0.3285	0	0	0	0	0	0
12				0.3285	0	0	0	0	0	0
13				0.3285	0	0	0	0	0	0
14				0.3285	0	0	0	0	0	0
15				0.3285	0	0	0	0	0	0
16				0.3285	0	0	0	0	0	0
17				0.3285	0	0	0	0	0	0
18				0.3285	0	0	0	0	0	0
19				0.3285	0	0	0	0	0	0
20				0.3285	0	0	0	0	0	0
21				0.3285	0	0	0	0	0	0
22				0.3285	0	0	0	0	0	0
23				0.3285	0	0	0	0	0	0
24				0.3285	0	0	0	0	0	0
25				0.3285	0	0	0	0	0	0
26				0.3285	0	0	0	0	0	0
27				0.3285	0	0	0	0	0	0
28				0.3285	0	0	0	0	0	0
29				0.3285	0	0	0	0	0	0
30				0.3285	0	0	0	0	0	0
31				0.3285	0	0	0	0	0	0
32				0.3285	0	0	0	0	0	0
33				0.3285	0	0	0	0	0	0
34				0.3285	0	0	0	0	0	0
35				0.3285	0	0	0	0	0	0
36				0.3285	0	0	0	0	0	0
37				0.3285	0	0	0	0	0	0
38				0.3285	0	0	0	0	0	0
39				0.3285	0	0	0	0	0	0
40				0.3285	0	0	0	0	0	0
41				0.3285	0	0	0	0	0	0
42				0.3285	0	0	0	0	0	0
43				0.3285	0	0	0	0	0	0
44				0.3285	0	0	0	0	0	0
45				0.3285	0	0	0	0	0	0

(別紙2-2)

乙第 3 号証 - 2

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: XXXXXXXXXX  
会員番号:  
貸金業者:

過払利率 5%

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H5.6.2	400,000		0.18				400,000		
2	H5.6.25		19,000	0.18	23	4,536	0	385,536	0	0
3	H5.7.25		19,000	0.18	30	5,703	0	372,239	0	0
4	H5.8.25		19,000	0.18	31	5,690	0	358,929	0	0
5	H5.9.25		19,000	0.18	31	5,487	0	345,416	0	0
6	H5.10.20		20,000	0.18	25	4,258	0	329,674	0	0
7				0.18	0	0	0	0	0	0
8				0.18	0	0	0	0	0	0
9				0.18	0	0	0	0	0	0
10				0.18	0	0	0	0	0	0
11				0.18	0	0	0	0	0	0
12				0.18	0	0	0	0	0	0
13				0.18	0	0	0	0	0	0
14				0.18	0	0	0	0	0	0
15				0.18	0	0	0	0	0	0
16				0.18	0	0	0	0	0	0
17				0.18	0	0	0	0	0	0
18				0.18	0	0	0	0	0	0
19				0.18	0	0	0	0	0	0
20				0.18	0	0	0	0	0	0
21				0.18	0	0	0	0	0	0
22				0.18	0	0	0	0	0	0
23				0.18	0	0	0	0	0	0
24				0.18	0	0	0	0	0	0
25				0.18	0	0	0	0	0	0
26				0.18	0	0	0	0	0	0
27				0.18	0	0	0	0	0	0
28				0.18	0	0	0	0	0	0
29				0.18	0	0	0	0	0	0
30				0.18	0	0	0	0	0	0
31				0.18	0	0	0	0	0	0
32				0.18	0	0	0	0	0	0
33				0.18	0	0	0	0	0	0
34				0.18	0	0	0	0	0	0
35				0.18	0	0	0	0	0	0
36				0.18	0	0	0	0	0	0
37				0.18	0	0	0	0	0	0
38				0.18	0	0	0	0	0	0
39				0.18	0	0	0	0	0	0
40				0.18	0	0	0	0	0	0
41				0.18	0	0	0	0	0	0
42				0.18	0	0	0	0	0	0
43				0.18	0	0	0	0	0	0
44				0.18	0	0	0	0	0	0
45				0.18	0	0	0	0	0	0

乙第 4 号証

(別紙 2-3)

会員 No. 0226-3331  
 会員氏名 [REDACTED]  
 利率 約定 18.000% 不算入  
 初日計算 365  
 うるう年計算 1  
 計算方法 損善金を取らない  
 2006/06/15  
 PAGE: 1

\* \* \* 計 算 書 \* \* \*

年 月 日	貸 付 金 額	支払済の金額	利 息 ・ 損 善 金		元金への入金額	残 元 金	未払いの 利息・損善金
			期 間	利 率 (年)			
1993/10/20	300,000	20,000	33	18.000%	4,882	300,000	
1993/11/22		20,000	10	18.000%	1,404	284,882	
1993/12/02		20,000	20	18.000%	3,007	289,293	
1993/12/22		20,000	26	18.000%	3,709	273,002	
1994/01/17		20,000	7	18.000%	942	293,002	
1994/01/24		20,000	30	18.000%	4,334	278,278	
1994/02/23		20,000	28	18.000%	3,842	262,120	
1994/03/23		20,000	33	18.000%	4,265	246,385	
1994/04/25		20,000	8	18.000%	972	266,385	
1994/05/03		20,000	1	18.000%	131	286,385	
1994/05/04		20,000	21	18.000%	2,965	270,453	
1994/06/25		20,000	31	18.000%	4,134	254,587	
1994/07/25		20,000	30	18.000%	3,766	238,353	
1994/08/22		20,000	28	18.000%	3,291	221,644	
1994/09/11		30,000	20	18.000%	2,186	251,644	
1994/09/20		20,000	9	18.000%	1,116	234,946	
1994/10/24		20,000	34	18.000%	3,939	218,885	
1994/11/02		20,000	9	18.000%	3,971	238,885	
1994/11/25		20,000	23	18.000%	2,709	222,565	
1994/12/25		20,000	30	18.000%	3,292	205,857	
1995/01/25		20,000	31	18.000%	3,147	189,004	
1995/01/29		30,000	4	18.000%	372	219,004	
1995/02/25		20,000	27	18.000%	2,916	202,292	
1995/03/05		15,000	8	18.000%	798	217,292	
1995/03/25		20,000	20	18.000%	2,143	200,233	
1995/04/25		20,000	31	18.000%	3,061	183,294	
1995/05/22		20,000	27	18.000%	2,440	165,734	
1995/06/04		30,000	13	18.000%	1,062	195,734	
1995/06/25		20,000	21	18.000%	2,027	178,823	
1995/07/25		20,000	30	18.000%	2,645	161,468	
1995/08/07		10,000	13	18.000%	1,035	171,468	
1995/08/25		20,000	18	18.000%	1,522	154,025	
1995/09/19		20,000	25	18.000%	1,898	135,923	
1995/10/25		20,000	36	18.000%	2,413	118,336	
1995/11/25		20,000	31	18.000%	1,809	100,145	
1995/12/24		20,000	29	18.000%	1,432	81,577	
1996/01/14		20,000	21	18.000%	844	101,577	
1996/01/22		20,000	8	18.000%	400	82,821	
1996/01/23		30,000	1	18.000%	40	112,821	
1996/02/25		20,000	33	18.000%	1,836	94,687	

合 計

15

\* \* \* 計 算 書 \* \* \*

年月日	貸付金額	支払済の金額	期間	利率(年)	利息・損賃金	元金への入金額	残元金	未払いの利息・損賃金
1996/03/24		20,000	28	18.000%	1,307	18,693	76,004	
1996/04/25		20,000	32	18.000%	1,199	18,801	57,203	
1996/05/25		20,000	30	18.000%	846	19,154	38,049	
1996/06/25		20,000	31	18.000%	591	19,419	18,630	
1996/07/24		20,000	29	18.000%	266	18,630	-1,104	
1996/08/11	50,000						48,886	
1996/08/25		20,000	15	18.000%	361	19,639	29,257	
1996/09/25		10,000	30	18.000%	432	9,568	19,689	
1996/09/25		8,000				8,000	11,689	
1996/09/29	30,000		4	18.000%	23		41,689	
1996/10/22		20,000	23	18.000%	472	19,505	22,184	
1996/11/25		20,000	34	18.000%	371	19,629	2,555	
1996/12/25		20,000	30	18.000%	37	2,555	-17,408	
1997/01/24		20,000					-37,408	
1997/02/02	40,000						2,592	
1997/02/25		20,000	23	18.000%	29	2,592	-17,379	
1997/03/20		20,000					-37,379	
1997/03/23							-7,379	
1997/04/21	30,000						-27,379	
1997/05/25		20,000					-47,379	
1997/06/25		20,000					-67,379	
1997/07/26		20,000					-87,379	
1997/08/05	30,000						-77,379	
1997/08/20		20,000					-57,379	
1997/09/07	20,000						-77,379	
1997/09/25		20,000					-461,500	
1997/09/25		384,121					38,500	
1997/09/25	500,000						19,069	
1997/10/25		20,000	30	18.000%	569	19,431	-640	
1997/11/25		20,000	31	18.000%	291	19,069	-20,640	
1997/11/25		20,000					-40,640	
1998/01/25		20,000					-20,640	
1998/02/01	20,000						-40,640	
1998/02/25		20,000					-20,640	
1998/03/07	20,000						-40,640	
1998/03/25		20,000					-20,640	
1998/04/25		20,000					-60,640	
1998/05/09	15,000						-46,640	
1998/05/25		20,000					-85,640	
1998/06/25		20,000					-105,640	
1998/07/27		20,000						
合計								



2006/06/15

うるう年計算・計算方法

初年度計算

利率 約定

会員氏名

0226-3331

18.000%

26.280%

損善金

365

1

損善金を取らない

\* \* \* 計 算 書 \* \* \*

年月日	貸付金額	支払済の金額	利息・損害		元金への入金額	残元金	未払いの利息・損害金
			期間	利率(年)			
1998/08/25		20,000				-125,640	
1998/09/06	30,000					-95,640	
1998/09/21		20,000				-115,640	
1998/10/25		20,000				-135,640	
1998/11/25		20,000				-155,640	
1998/12/06	20,000					-135,640	
1998/12/25		20,000				-155,640	
1998/12/27	15,000					-140,640	
1999/01/25		20,000				-160,640	
1999/02/02	10,000					-150,640	
1999/02/25		20,000				-170,640	
1999/03/25		19,000				-189,640	
1999/04/25		19,000				-208,640	
1999/05/09	20,000					-188,640	
1999/05/25		20,000				-208,640	
1999/06/07	10,000					-198,640	
1999/06/21		20,000				-218,640	
1999/07/26		20,000				-238,640	
1999/08/25		19,000				-257,640	
1999/08/25		1,000				-258,640	
1999/09/21	20,000					-238,640	
1999/09/26		19,000				-257,640	
1999/10/09	10,000					-247,640	
1999/10/24		20,000				-267,640	
1999/11/25		20,000				-287,640	
1999/12/26		20,000				-307,640	
2000/01/26		19,000				-326,640	
2000/02/07	20,000					-306,640	
2000/02/20	10,000					-296,640	
2000/02/25		20,000				-316,640	
2000/03/09	10,000					-306,640	
2000/03/25		20,000				-326,640	
2000/04/09	10,000					-316,640	
2000/04/23		15,000				-331,640	
2000/05/25		15,000				-346,640	
2000/06/25		20,000				-366,640	
2000/07/03	10,000					-356,640	
2000/07/25		15,000				-371,640	
2000/08/25		15,000				-386,640	
2000/09/25		15,000				-401,640	
2000/09/28	10,000					-391,640	
合計							

0226-3331

会員氏名

初日計算 うるう年計算 計算方法

利率 約定 損害金 365 1 損害金を取らない

18.000% 25.250% 不課入

\* \* \* 計 算 書 \* \* \*

年 月 日	貸付金額	支払済の金額	利 息 ・ 損 害 金		元金への入金額	残 元 金	未払いの 利息・損害金
			期 間	利率(年)			
2000/10/25		15,000				-406,640	
2000/11/25		20,000				-426,640	
2000/11/26	10,000					-416,640	
2000/12/25		20,000				-436,640	
2001/01/25		20,000				-456,640	
2001/02/25		15,000				-471,640	
2001/02/27	20,000					-451,640	
2001/03/25		15,000				-466,640	
2001/04/03	5,000					-461,640	
2001/04/25		15,000				-476,640	
2001/04/28	5,000					-471,640	
2001/05/25		20,000				-506,640	
2001/06/25		15,000				-496,640	
2001/07/08	10,000					-516,640	
2001/07/24	5,000					-526,640	
2001/08/21		20,000				-546,640	
2001/08/25		15,000				-541,640	
2001/09/24		20,000				-561,640	
2001/10/21	5,000					-556,640	
2001/10/24		20,000				-571,640	
2001/11/21	5,000					-586,640	
2001/11/25		15,000				-601,640	
2001/12/25		15,000				-616,640	
2002/01/25		15,000				-596,640	
2002/02/25		15,000				-615,640	
2002/02/25	20,000					-1,101,758	
2002/03/03		19,000				-101,758	
2002/03/25		486,118				-132,758	
2002/03/25		31,000				-163,758	
2002/04/25	1,000,000					-194,758	
2002/05/24		31,000				-225,758	
2002/06/25		31,000				-256,758	
2002/07/25		31,000				-287,758	
2002/08/25		31,000				-318,758	
2002/09/24		31,000				-349,758	
2002/10/25		31,000				-380,758	
2002/11/25		31,000				-411,758	
2002/12/25		31,000				-442,758	
2003/01/25		31,000				-473,758	
2003/02/25		31,000					
2003/03/25		31,000					
合 計							

会員No. 0226-3331

会員氏名

利率 約定 18.000%

積立金 26.280%

初日計算 不算入

うるう年計算 計算方法 365 1 積立金を取らない

2006/06/15

PAGE: 5

\* \* \* 計 算 書 \* \* \*

年月日	貸付金額	支払済の金額	利息・積立金		元金への入金額	残元金	未払いの利息・積立金
			期間	利率(年)			
2003/04/25		31,000				-504,758	
2003/05/25		31,000				-535,758	
2003/06/25		31,000				-566,758	
2003/07/25		31,000				-597,758	
2003/08/26		31,000				-628,758	
2003/09/25		31,000				-659,758	
2003/10/25		31,000				-690,758	
2003/11/25		31,000				-721,758	
2003/12/26		31,000				-752,758	
2004/01/25		31,000				-783,758	
2004/02/25		31,000				-814,758	
2004/03/25		31,000				-845,758	
2004/04/25		31,000				-876,758	
2004/05/24		31,000				-907,758	
2004/06/26		31,000				-938,758	
2004/07/25		31,000				-969,758	
2004/08/27	340,000					-1,000,758	
2004/09/25						-660,758	
2004/10/25						-691,758	
2004/10/27	20,000					-722,758	
2004/11/25						-753,758	
2004/12/04	5,000					-784,758	
2004/12/26						-815,758	
2005/01/25	10,000					-846,758	
2005/02/06						-877,758	
2005/02/25	10,000					-908,758	
2005/03/25						-939,758	
2005/04/03	20,000					-970,758	
2005/04/25						-1,001,758	
2005/05/23						-1,032,758	
2005/05/23	3,000,000					-1,144,582	
合 計	6,015,000	4,966,899				96,481	

会員No 0226-3331

会員氏名

利率 約定 15.000%

損益金 21.900%

初日計算 算入

うるう年計算 計算方法

365 1 損益金を取らない

2006/05/15

PAGE: 1

\* \* \* 計算書 \* \* \*

年月日	貸付金額	支払済の金額	利息・損益金		元金への入金額	残元金	未払いの利息・損益金
			期間	利率(年)			
2005/05/23						1,144,582	
2005/06/25	77,000	77,000	33	15.000%	61,478	1,083,104	
2005/07/25	77,000	77,000	30	15.000%	63,647	1,019,457	
2005/08/25	77,000	77,000	31	15.000%	64,013	955,444	
2005/09/26	80,000	80,000	32	15.000%	67,436	888,008	
2005/10/25	77,000	77,000	29	15.000%	66,417	821,591	
2005/11/25	77,000	77,000	31	15.000%	66,534	755,057	
2005/12/24	77,000	77,000	29	15.000%	68,002	687,055	
2006/01/25	77,000	77,000	32	15.000%	67,966	619,090	
2006/02/25	77,000	77,000	31	15.000%	69,113	549,977	
2006/03/25	77,000	77,000	28	15.000%	70,672	479,305	
2006/04/25			31	15.000%		479,305	6,105
合計	0	773,000					113,829

これは正本である。

平成19年1月12日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 江 中 康 洋

